

頁数	行数等	正	誤
i頁		(事例16なし)	
1頁	質問中	従来、 製品 の使用者	従来、 商品 の使用者
9頁	下から8行目	3 ご質問の場合	3 ご質問の場合。
13頁	19行目	なお、パソコンの耐用年数4年、定率法50%償却率であることから、19.8万円×5台×50%=49.5万円→297万円(15台分)+49.5万円=346.5万円となり、この場合に、損金算入額が最も大きくなります。	したがって、損金算入の額は、この組合せ適用の場合が最も大きくなります。
17頁	解説1中	種類を同じくする減価償却資産	種類 等 を同じくする減価償却資産
28頁	《参考法令等》中	(文書内、下記の「とする。」と「(職務の内容)」の間を改行) 取得した者とする。(職務の内容等にてらし相当と認められる金額の判定)」	
29頁	脚注14中	「(税務考察) 過大 青色事業専従者給与 — 過大 役員給与の取扱いとの比較において—	「(税務考察) 課題 青色事業専従者給与 — 課題 役員給与の取扱いとの比較において—
31頁	脚注16中	(法基通達2-1-1の10(注1))。	(法基通2-1-1の10)。
32頁	回答及び解説3中	平均借入利率によることを認めています。	平均借入利率によることを認めている。
34頁		(事例16なし)	
35頁	7行目	その他 相当 の理由により	その他の理由により
46頁	質問中	当社は3月決算であるため令和 9 年3月期において、	当社は3月決算であるため令和 8 年3月期において、
	回答中	令和 9 年3月期において特別控除の適用	令和 8 年3月期において特別控除の適用
	解説1中	低い金額を 当該譲渡の日を含む事業年度 の損金の額	低い金額を損金の額
47頁	20行目	国税当局者によっても示されています	国税当局者によって示されています
48頁	2行目	収益を計上した令和 9 年3月期において特別控除	収益を計上した令和 8 年3月期において特別控除
	質問中	連名で 甲 の所轄税務署長に	連名で所轄税務署長に
49頁	下から3行目	ビルの賃貸業を営む法人が、	ビルの賃貸業営む法人が、
53頁	《参考法令等》中	青色申告書である確定申告書(期限後申告書を除く。) 提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)	青色申告書である確定申告書(略) 提出期限までに提出した場合(略)
	下から10行目	現在凍結中です(措法66の12①)	現在凍結中です(租法66の12①)
	下から8行目	適用可能とされています。	適用可能とされています。
55頁	6行目	②事業の全部の譲渡	②事業の全部の譲渡 更
56頁	《参考法令等》中	二 再生手続開始の決定	二 再生手続開始の決定 とする。
72頁	2行目	事例31 受取配当等の益金 不 算入制度	事例31 受取配当等の益金算入制度
74頁	上図	証券投資信託	証券投資信託(注3)
76頁	解説1中	認められています(措法57の9①)。	認められています(租法57の9①)。
	解説2中	規定されています(法令96①三)。	規定されています(法令96①三) 54 。
78頁	質問中	完了日はX+ 2 年11月末日です。	契約書では、その完了日がX+5年11月末日とされています。
	解説中	請負契約で約した役務の提供の全部の完了日 X+ 2 年11月末日 である ことから、	請負契約 30 で約した役務の提供の全部の完了日 契約書でX+5年11月末日とされている ことから、